



賀露町字六万坊	<p>二、二四六一の三、二四七三の五、二五一八の一、二五一八の二、二五一九、二五二〇の一、二五二〇の二、二五二一の一、二五二二の一、二五二二の二、二五二二の三、二五二三の一から二五二三の四まで、二五二四の一から二五二四の三まで、二五二五、二五二五の一、二五二六から二五二九まで、二五三〇の一、二五三〇の二、二五三一の一から二五三一の三まで、二五三二から二五三四まで、二五三五の一、二五三五の二、二五三六から二五三九まで、二五四〇の一から二五四〇の三まで、二五四一から二五四六まで、二五四七の一、二五四七の二、二五四八、二五四九の一、二五四九の二、二六九六、二六九六の二、二六九七、二六九八の一、二六九八の二、二六九九の一、二六九九の二、二七〇〇から二七〇五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>賀露町字米倉二七〇六、二七〇七、二七〇七の二、二七〇八から二七一二まで、二七一一の一、二七五〇の二</p>
賀露町字港ノ巻	<p>賀露町字六万坊のうち一七二七、一七二八の一、一七二八の三以外の区域</p> <p>賀露町字港ノ巻のうち一七二七、一七二八の一から一七二八の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
賀露町字西濱	<p>賀露町字西濱のうち一七五七の二七八、一七五七の八四七、一七五七の八八二、一七五七の八八七、一七五七の一二三五及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一七五七の五〇三から一七五七の五〇六までと一体をなす国有地以外の区域</p>
賀露町字神明	<p>賀露町字神明のうち二二六六、二二六七、二二六八の一から二二六八の三まで、二二六九、二二七〇、二二七一の一から二二七一の三まで、二二七二の一から二二七二の三まで、二二七三から二二七六まで、二二七六の一、二二七七から二二九五まで、二二九六の一から二二九六の四まで、二二九七から二三〇二まで、二三〇三の一、二三〇三の二、二三〇四、二三〇五、二三一一の四、二三九一から二三九五まで、二三九六の一、二三九六の二、二三九七、二三九八の一、二三九八の二、二三九九から二四〇二まで、二四三六の一から二四三六の三まで、二四三七、二四三八、二四三九の一、二四三九の二、二四四〇、二四四〇の一、二四四一から二四四五まで、二四四六の一、二四四六の二、二四四七の一、二四四七の二以外の区域</p>

賀露町字海岸	<p>賀露町字海岸のうち二四四八から二四五〇まで、二四五一の一、二四五一の二、二四五二の一、二四五二の二、二四五三、二四五四の一、二四五四の二、二四五五から二四五七まで、二四五八の一、二四五八の二、二四五九、二四六〇の一、二四六〇の二、二四六一の二、二四六一の三、二四七三の五、二五一八の一、二五一八の二、二五一九、二五二〇の一、二五二〇の二、二五二一の一、二五二一の二、二五二二、二五二二の一、二五二三の一から二五二三の四まで、二五二四の一から二五二四の三まで、二五二五、二五二五の一、二五二六から二五二九まで、二五三〇の一、二五三〇の二、二五三一の一から二五三一の三まで、二五三二から二五三四まで、二五四〇の一から二五四〇の三まで、二五四一から二五四六まで、二五四七の一、二五四七の二、二五四八、二五四九の一、二五四九の二、二六九六、二六九六の二、二六九七、二六九八の一、二六九八の二、二六九九の一、二六九九の二、二七〇〇から二七〇五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
賀露町字米倉	<p>賀露町字米倉のうち二七〇六、二七〇七、二七〇七の二、二七〇八から二七一二まで、二七一一の一、二七五〇の二以外の区域</p>

**鳥取県告示第三百九十四号**

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一項の規定に基づき国府町農業協同組合農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成七年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 承認を受けた者の名称及び所在地  
 国府町農業協同組合  
 岩美郡国府町大字中郷六〇―一

二 承認年月日

平成七年三月二十七日

三 承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

四 承認に係る農地保有合理化学業の実施地域

国府町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域）

鳥取県告示第三百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 河本 幹 東伯郡大栄町大字亀谷二四二
- 〃 宮脇 愛之介 東伯郡大栄町大字瀬戸四一四
- 〃 吉田 明 嗣 東伯郡大栄町大字妻波一二六九
- 〃 中原 清 春 東伯郡大栄町大字大谷一四〇二
- 〃 北浜 輝 秋 東伯郡大栄町大字大谷七九九―三
- 〃 梅津 志 郎 東伯郡大栄町大字大谷七八七―二
- 〃 梅津 良 善 東伯郡大栄町大字大谷一四四二
- 〃 桑本 昭 人 東伯郡大栄町大字由良宿一三四
- 〃 池口 満 明 東伯郡大栄町大字妻波一八七八―一七
- 〃 竹中 貞 眞 東伯郡大栄町大字由良宿一五八五

〃 福嶋 崇 東伯郡大栄町大字由良宿一五三四

〃 盛山 和 夫 東伯郡大栄町大字槻下六八七

〃 南場 喜 一郎 東伯郡大栄町大字六尾三三六

〃 福光 良 昌 東伯郡大栄町大字西穂波一二一

〃 福光 秀 雄 東伯郡大栄町大字島九二二

〃 山崎 芳 蔵 東伯郡大栄町大字亀谷三九八

〃 中井 継 雄 東伯郡大栄町大字妻波一三九六―四

〃 内川 武 尚 東伯郡大栄町大字妻波一七二〇

〃 手嶋 武 人 東伯郡大栄町大字下種四八〇

〃 横山 博 東伯郡大栄町大字上種二〇六

〃 村岡 豊 東伯郡大栄町大字下種四六一―一

〃 徳山 孝 篤 東伯郡大栄町大字岩坪一七〇

〃 藤本 正 一 東伯郡大栄町大字西高尾八四七―六六

〃 長谷川 邦 治 東伯郡大栄町大字西高尾一六五

〃 村岡 弘 昭 東伯郡大栄町大字東高尾四五三

〃 川崎 昭 博 東伯郡東伯町大字法万一七七

〃 岡崎 勳 東伯郡大栄町大字六尾一七四

〃 齊木 允 昭 東伯郡大栄町大字妻波六九七

〃 山下 昭 夫 東伯郡大栄町大字亀谷一〇七四―一

平成七年四月六日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 河本 幹 東伯郡大栄町大字亀谷二四二
- 〃 吉田 明 嗣 東伯郡大栄町大字妻波一二六九
- 〃 宮脇 愛之介 東伯郡大栄町大字瀬戸四一四
- 〃 中原 清 春 東伯郡大栄町大字大谷一四〇二
- 〃 北浜 輝 秋 東伯郡大栄町大字大谷七九九―三

〃	梅津志郎	東伯郡大栄町大字大谷七八七―二
〃	梅津良善	東伯郡大栄町大字大谷一四四二
〃	桑本昭人	東伯郡大栄町大字由良宿一三四
〃	斉木允昭	東伯郡大栄町大字妻波六九七
〃	杉川範慶	東伯郡大栄町大字由良宿一八二九
〃	石村敏弘	東伯郡大栄町大字由良宿一八二八
〃	盛山和夫	東伯郡大栄町大字槻下六八七
〃	南場喜一郎	東伯郡大栄町大字六尾三三六
〃	福光良昌	東伯郡大栄町大字西穂波一二二
〃	福光秀雄	東伯郡大栄町大字島九二二
〃	山崎芳蔵	東伯郡大栄町大字亀谷三九八
〃	濱本保之	東伯郡大栄町大字妻波一四〇―一四
〃	内川武尚	東伯郡大栄町大字妻波一七二〇
〃	手嶋武人	東伯郡大栄町大字下種四八〇
〃	横山博	東伯郡大栄町大字上種二〇六
〃	野田優	東伯郡大栄町大字上種四五〇―二
〃	徳山孝篤	東伯郡大栄町大字岩坪一七〇
〃	盛山英隆	東伯郡大栄町大字西高尾八四七―三八五
〃	長谷川正孝	東伯郡大栄町大字西高尾四六〇
〃	村岡弘昭	東伯郡大栄町大字東高尾四五三
〃	川崎昭博	東伯郡東伯町大字法万一七七
〃	岡崎勳	東伯郡大栄町大字六尾一七四
〃	山下昭夫	東伯郡大栄町大字亀谷一〇七四―一
〃	豊田峯夫	東伯郡大栄町大字妻波一一七三―二
〃	監事	任期四年
〃	平成七年四月七日就任	

鳥取県告示第三百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業門尾地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年五月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業馬場地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成七年五月十五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所  
西伯町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第三百九十八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
赤 碓 町	中山間地域農村活性化総合整備事業 以西地区（大父木地）区画整理	平成七年三月二十五日
柏谷地区 土地改良 事業共同施行	非補助事業 柏谷地区 区画整理	平成六年三月二十日

**鳥取県告示第三百九十九号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号

平成六年十一月十一日 鳥取県指令受鳥土維第五二四号

- 二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字殿免

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市今町二丁目一〇六

株式会社 びんごや

代表取締役 安井 啓三

**鳥取県告示第四百号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第一百三十三条第三項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画事業賀露土地区画整理事業の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成七年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第四百一号**

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により告示する。

平成七年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立布勢総合運動公園

二 位置

鳥取市桂見

三 区域

別紙図面のとおり

四 供用開始の期日

平成七年五月十三日

(別紙図面)は省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。

正 誤

平成七年五月八日付鳥取県公報第六千六百七十一号中一頁上段の鳥取県告示第三百八十三号を鳥取県告示第三百八十四号に、二頁上段の鳥取県告示第三百八十四号を鳥取県告示第三百八十五号に訂正する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】